亀 岡 市

意見書の提出方法

亀岡市篠町篠インター土地区画整理事業の事業計画の変更（第１回変更）について、意見書を提出しようとする人は、別添様式に所要の事項を記入して、下記により郵送又は持参にて提出してください。

記

１　意見書を提出することができる人

（土地区画整理法第２０条第２項に規定する利害関係者の範囲）

当該土地区画整理事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該土地区画整理事業に関係のある水面について権利を有する者

２　意見書の提出期間

令和８年　　月　　日（　）～令和８年　　月　　日（　）【必着】

※ただし、郵送の場合は消印有効

３　意見書の提出先

〒６２１－８５０１　亀岡市安町野々神８番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課（℡ 0771-25-5040）

（郵送又は持参）

４　意見書の取扱い

亀岡市長がその内容を審査し、意見を採択すべきであると認めるときは、この認可の申請者に対し事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、この認可の申請者が事業計画に修正を加え、そのことを亀岡市長に申告した場合においては、修正を加えた部分について、再度、縦覧手続きを行うこととなります。

また、意見書を採択すべきでないと認めるときは、そのことを意見書の提出者に通知し、認可することとなります。

５　その他

意見書に係る個人情報については、個人情報の保護に関する法律第６１条、第６２条、第６３条及び第６９条の規定により本土地区画整理事業の手続き以外の目的に使用することや提供することはありません。